(目的)

第一条 この条例は、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の規定に基づき、市が設置する自転車駐車場(以下「自転車駐車場」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (名称及び位置)

第二条 自転車駐車場の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

### (駐車自転車の種類)

第三条 自転車駐車場に駐車できる自転車の種類は、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車(二輪車に限る。)及び同項第十一号の二に規定する自転車とする。

#### (入出場の制限)

第四条 自転車駐車場に自転車を入場させ、又は出場させることのできる日及び時間は、 規則で定める場合を除き、毎日午前五時から翌日午前零時三十分までとする。

#### (手数料)

- 第五条 市は、自転車駐車場に自転車を保管するについて、地方自治法(昭和二十二年法律 第六十七号)第二百二十七条の規定により、別表第二に定める手数料を徴収する。
- 2 市長は、前項に規定する手数料の徴収に当たり別表第三に定める回数駐車券を発行することができる。

#### (手数料の減免)

第六条 市長が特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

### (手数料の還付)

第七条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、 その全部又は一部を還付することができる。

#### (禁止行為)

第八条 自転車駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自転車駐車場の施設を損傷し、又は汚損すること。
- 二 他の利用者に対し、寄附を求め、又は物品を販売し、若しくは配布すること。
- 三 その他自転車駐車場の管理上支障を及ぼす行為をすること。

### (善良な管理者の注意義務)

第九条 市長は、自転車駐車場における自転車の保管に関し善良な管理者の注意を怠らなかったときは、保管自転車の損傷又は滅失について損害賠償の責を負わない。

#### (委任)

第十条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年条例第四二号)

この条例は、昭和五十七年二月一日から施行する。

附 則(昭和五七年条例第二九号)

この条例は、昭和五十七年十一月一日から施行する。

附 則(昭和六○年条例第一八号)

この条例は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則(平成七年条例第一八号)

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第四三号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一二年条例第六七号)

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年一月四日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に自転車駐車場に一時保管している自転車に係る保管手数料については、改正後の別表第二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成一九年条例第四二号) この条例は、公布の日から施行する。

# 別表第一(第二条関係)

名称	位置	
箕面市立箕面自転車駐車場	箕面市箕面六丁目四番九号	
箕面市立桜井自転車駐車場	箕面市桜井二丁目一番二号	
箕面市立牧落自転車駐車場	箕面市桜五丁目一番五号	

# 別表第二(第五条関係)

区分	単位	種類		金額
一時	入場後一時間三十分	自転車		円
	を超える保管一回			-00
		原動機付自転車		=00
定期	一箇月	自転車	学生	-, =00
			一般	一、五〇〇
		原動機付自転車		Ξ, 000
	三箇月	自転車	学生	三、四〇〇
			一般	四、二〇〇
		原動機付自転車		八、五〇〇

## 備考

- 1 一時保管する場合において、入場後午前零時三十分を超えて保管するときは、午前 零時三十分を超えるごとに保管一回分の手数料を加算する。
- 2 この表において学生とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。)第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条に規定する各種学校又はこれらに類するものとして市長が認める施設に通学通園している者をいう。
- 3 この表において一般とは、学生以外のものをいう。

## 別表第三(第五条関係)

区分	券種	枚数	金額
回数駐車券	一〇〇円券	十二枚	一、〇〇〇円

# 〔次の条例は、未施行〕

○箕面市立箕面駅前自動車駐車場及び箕面自転車駐車場条例(抄)

平成二十五年三月二十八日 条例第十七号

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(箕面市立自転車駐車場条例の一部改正)

8 箕面市立自転車駐車場条例(昭和五十五年箕面市条例第二十号)の一部を次のように改 正する。

別表第一中箕面市立箕面自転車駐車場の項を削る。